

R6 宇治川河川保全利用委員会 結果報告

日 時： 令和 6 年 10 月 22 日(火) 13 時 30 分～15 時 00 分

場 所： 上流域流域センター

(淀川河川事務所 伏見出張所内)

参加者数： 委員 4 名、占用者 6 名、一般傍聴者 4 名、
河川管理者 3 名、事務局 2 名



会議の様子

議事内容

1) これまでの会議の報告

- ①令和 6 年度 連絡調整会議の報告
- ②令和 6 年度 占用者説明会の報告

2) 令和 6 年度 審議対象案件

3) 一般傍聴者からの意見聴取

4) とりまとめ

5) その他



会議の様子

出席者

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	綾 史郎	大阪工業大学 名誉教授 (工学)	委員長	○
	福井 直	京都府立大学大学院 教授 (農学)	副委員長	○
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会		○
	光田 重幸	元 同志社大学 准教授 (理学)		○
行政委員	京都府総合政策環境部 自然環境保全課 課長			×
	京都府教育庁指導部社会教育課 課長			×

2. 現地視察

委員会開催に先立ち、現地を視察した。

現地視察先	占用者
No. 21 天ヶ瀬公園・白川浜公園	宇治市 産業観光部 観光振興課
No. 26 かわきた自然運動公園	八幡市 建設産業部 道路河川課
No. 20 宇治川公園	京都市 文化市民局 市民スポーツ振興室



No. 21 天ヶ瀬公園・白川浜公園



No. 26 かわきた自然運動公園



No. 20 宇治川公園

3. これまでの会議の報告

今年度実施した「連絡調整会議」、「占用者説明会」の内容について報告した。占用者説明会は従来どおり、当該審議対象案件の占用者に説明を行っている。連絡調整会議では、かわまちづくりに関連し、淀川十三地区について情報共有した。田中委員の後任については河川管理者側で検討中であることを報告した。

4. 令和6年度審議対象案件の審議

令和6年度審議対象の4件について審議した。審議対象案件に対する委員会意見は次のとおりである（審議順）。

■No.21 天ヶ瀬公園・白川浜公園（宇治市 産業観光部 観光振興課、ランクA）

- ・前回審議は3年前であり、その時と比べると釣り人の塩ビ管、ゴミなど撤去され、非常にきれいいうまく管理されるようになっている。
- ・(白川浜公園) カルテ資料9ページの⑦の写真の樹木について少し下枝を伐採されたい。イロハモミジが死角になっているので、ご検討願いたい。
- ・(白川浜公園) 土が柔らくモグラの痕跡があった。人が入ってきていないことで踏み固められていない状況にあるように感じられる。
- ・(白川浜公園) 上流側にベンチがないことで使いづらい印象を受ける。
- ・(白川浜公園) 樹木が枯死してしまい支柱木だけ残っている場所が2箇所あったため撤去されたい。盛っている土も固めてしまってよいのではないか。
- ・(天ヶ瀬公園) 個人の方が作られたコンクリートブロックの階段は景観上問題がある。また鉄骨が出ており危ない状態になっている。外してしまったほうが無難と思われる。
- ・(天ヶ瀬公園) 既設の階段については、ツラが高いため、半分ほど(40cm前後)の高さにして誰でも使えるような構造にするなど検討されたい。
- ・都市公園、それに準ずるところでの釣り利用者について、その行為自体に問題ないのか?
⇒自由使用のため規制するということにはならないかと考えている。ただし利用者による放棄物が見られるような場合は清掃や声掛け、貼り紙等の対応を考えることになる。
- ・(天ヶ瀬公園) イチョウの木が石垣の非常に近いところに生えている。数年以内という話ではないが、大きくなり石垣のほうに根が張り石垣が崩れたり、川側に倒れたりという危険性も今後考えられる。先端の剪定もしく伐採も考えてよいのではないか。20年も置いておくと大規模な工事が必要になることもありうる。
- ・(白川浜公園) 占用物ではないが、モニュメント的なコンクリートの構造物があった。その経緯や由来について可能であれば把握されるとよい。教育委員会等に確認するとわかるかもしれない。
- ・(白川浜公園) 川、道、公園と非常に良い環境の中に、オリエンテーリングのサインもあり、オリエンテーリングをする環境がきれいに管理されることで、映えるようになったと感じる。
- ・カルテ資料の表記について、トイレは白川浜公園の施設として修正されたい。
- ・前回ランクCへ変更していいのではないかという話題がでていたが、今回管理状況は良くなっているため、双方含めてランクCとしてよいのではないか。
- ・天ヶ瀬公園・白川浜公園はランクAからCへ変更し、占用期間を5年とする
- ・今後は事務局からの報告で可とする。

■No. 26 かわきた自然運動公園（八幡市 建設産業部 道路河川課、ランク A）

- ・前回審議時の意見に対ししっかり対応していただいている。
- ・野球グランドのフェンス裏にドラム缶などのゴミ捨て場のようになっている場所があったが、占用者としてその経緯について把握され、今後その対応について検討されたい。
- ・メリケントキンソウについて、簡単に減るものではないが、啓発看板を立てるなどして、利用者の種子が靴の裏にくっつき広がらないように、具体的な対応策を周知していったほうがよいのではないか。また、薬剤を使う場合は蟻酸を薄めたものを使うなど方法はあるが、グラウンド全体への影響も含めて情報収集した上で検討されたい。一度にすべてを対応しようとすると大変であるため、範囲区画をきめて毎年順番に実施するとよいのではないか。実が熟す4月下旬から6月ごろの時期に合わせ注意喚起を利用者に徹底してもらいたい。
- ・すでにメリケントキンソウの啓発看板は設置されているが、見ても分かりづらいこともあるかと思われるため、看板だけに頼らず、少なくとも利用者（野球関係者など）の責任者に拡大防止策を伝えるなどしたほうがよいかかもしれない。
- ・グラウンド周囲の樹木について、運動する利用者にとっては日陰となる必要なものではあると思われるが枯死しているものや落枝しそうなものがあるため安全面から取り除いていただきたい。
- ・注意喚起の看板について適切な位置に適切なアナウンスをできるよう効果的な配置を意識されたい（例えは、カミツキガメの看板の設置場所等）。また、デザインの統一性がないため、公園管理の担当とも協議の上、八幡市としてもしくは三川の関係市町で統一感のあるデザインの使用を検討されたい。
- ・野球グラウンドのフェンス裏のドラム缶が放置されていた箇所の周辺で、土砂流出し削れている部分について、子供たちがボールを追いかけて走ってくることも十分考えられ、危険度は高いと思われる。おそらくグラウンド整備のために客土して固めた土の流出と考えられことから、占用者としても浸食箇所の対策等について考える必要があるのではないか。河川管理者とも協議していただきたい。
- ・占用地外の周辺範囲の話ではあるが、過去に桂川の洪水で左岸側が削れ、1, 2mほど崖のようなくぼ地になったことがある。隣接するこの占用地は利用者が多くいる状況であるから、河川管理者は治水上問題がなくても、占用者と協議の上、安全に利用できるように対応の検討と所内での情報共有をお願いしたい。
- ・ランクAを継続、占用期間は3年とする。

■No. 20 宇治川公園（京都市 文化市民局 市民スポーツ振興室、ランク A）

- ・前回に比べて、用具入れが増えてしまっているのは大変問題である。市が把握するのが大事であるため許可制にしたほうがよいのではないか。一度伝えた上でのルールの違反が見られた場合は撤去するぐらい厳しく対応していかないといけないのでないか。美観的にも問題である。
- ・ビニールシートの放置も増えてきているように感じる。住宅地へ飛んで電線にでも引っかかったら非常に危ない。利用者にはそこまで考えて行動していただきたいといけない。
- ・センダンの木に並べられたトンボについても、同様に一度伝えた上での現状であれば、一旦用具は全て撤去しますと伝える強い姿勢でもいいのではないか。
- ・利用者には、グラウンドだけでなく周囲の美観についても意識することを伝えいただきたい。
- ・すべてのグラウンドがかなりきれいに利用者により整備されているのだろうという印象を受けた。用具箱は多いと感じたが、利用者にとってはきれいに管理するために必要な用具という認識があるかもしれない。この場所があくまで公共のどなたでも使える環境であるということと、自然の川の一部であるということを丁寧に説明・周知していくことが必要と考えられる。スポーツ協会にはスポーツ少年団の本部を置いており、情報提供、注意喚起、丁寧な説明の必要がある場合には折に触れていくこともできるため、必要があれば連携していきたい。
- ・ビニールシートをかぶせて放置されているものに関して、用具入れは設置可能な数が占用許可に

より決まっていると思われるが、必要があるのであれば協議して増やせるところは増やして収納できるようにしてもいいのではないか。占用調整課でも指導をお願いしたい。

- ・京都市の中でも野球ができるところは少ない中で、貴重な公園である
- ・グラウンドの周辺はメリケントキンソウが減少しているよう見え、良い傾向と思われる。
- ・水路を維持するための土留めと思われる柵について、朽ちてしまっているところがあり、人の通行の多い箇所であるから、柵が必要なのであれば改修したほうが良いし、意図がないのであれば撤去したほうが良いと思われる。柵を撤去する場合は、溝への注意看板を設ける、コンクリートで再整備する場合は新たに占用許可の申請をする、その他に再度掘り返すなどの方法も考えられる。その点も含め今後どうしていくか検討されたい。柵の場所は、ミコシガヤやミゾコウジュなど希少な植物種が多くある場所であった。
- ・京都市では緑の基本計画を策定しているはずである。外来種対策、生物多様性の保全については連携し、当会議での内容を盛り込んでもらえると良い。環境学習ともリンクできるはずであるためうまく活用されたい。
- ・ランクAを継続、占用期間は3年とする

■その他

- ・スポーツの場ではコロナ禍が明けても、利用者がなかなか元に戻らない状況があるが、今回対象の占用地については数字が戻ってきてているようであり、大切に管理されているせいかと思われる。
- ・占用が外れた箇所に関して、その跡地はできるだけ自然の形に戻すように進めてきたわけだが、放置されたような状況になっているように見受けられるが、その点についての取り組みをわかる範囲で教えてほしい。
→占用がなくなった箇所についてのまとまった利用計画は把握していない。樹木か高木化し阻害となる場合は、伐採することになるが、維持管理予算に応じて順番に対応することになる。
- ・占用が外れた箇所については、セイタカアワダチソウが拡大する巣窟となってしまうことも考えられるため検討されたい。

5. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・一般傍聴者からの意見なし。

6. その他

- ・なし

以上